

平成 25 年度食品安全モニターの募集について

1 趣旨

食品安全モニター（以下「モニター」という。）は、広く国民から、食品安全委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する提案等を受けることを通じ、国民の声を活かした委員会の運営を図るため、委員会が依頼するものである。

2 食品安全モニターへの依頼事項

モニターに対しては、次の事項を依頼する。

- ① アンケート調査（食品の安全性に関する意識等）への回答
- ② 委員会の運営に関する提案等
- ③ 食品の安全に関する危害情報を入手した場合の報告
- ④ 食品安全モニター会議（全国各ブロック・年 1 回）への出席
- ⑤ 委員会からの食品の安全に関する情報を地域の方々へ提供

3 応募

(1) 応募資格

モニターを依頼する者については、食品の安全について関心がある満 20 歳（平成 25 年 4 月 1 日時点）以上の方であり、パソコン等でインターネットを使用可能な環境にあり、並びに WEB ページの閲覧、ワード、エクセルソフト等を使用した入力及びこれらのファイルを添付した電子メールの送受信が出来る方であって、かつ、次のいずれかの条件を満たしている方を対象とする。

- ① 大学等で食品に関係の深い学問（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学等）を修了していること
- ② 食品に関係の深い資格（栄養士、管理栄養士、調理師、食品衛生管理者等）を保有していること
- ③ 食品安全に関する行政・業務に従事したことがあること

(2) 応募人数及び任期

モニターの定数は470名。(このうち半数が平成24年度で任期終了。)

平成25年度より、モニターの任期を原則1年とし、モニターとしての活動状況等に
応じて、延長を認める仕組みに変更する。(1年毎に延長し、最長5年とする。)

平成25年度については、平成24年度で任期終了となる235名中、約170名について、
本人の意向を確認の上、希望者については任期の延長を認め、約70名を新たに募集する。

※ 今回、謝金の対象・支払額もあわせて見直しを行う。

<謝金対象と支払額>	
(現行)	(来年度)
・ 随時報告 (1件 1,000円)	→ 無し
・ 課題報告 (1件 1,000円)	→ 1,000円
・ モニター会議出席謝金 (5,000円)	→ 1,000円

4 今後のスケジュール

- ① 募集開始：平成24年11月29日(木)(予定)
- ② 募集締切：平成25年1月31日(木)
- ③ 選考結果通知：平成25年3月下旬
- ④ 依頼状発送：平成25年4月上旬

(モニター募集に関する問い合わせ先)

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当 Tel.03-6234-1143
- 1150
- 1154